

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年10月14日(2021.10.14)

【公表番号】特表2020-532535(P2020-532535A)

【公表日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2020-046

【出願番号】特願2020-512443(P2020-512443)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/519	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/519
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	3/00
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	47/22
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月1日(2021.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セピアプテリン、又はその薬学的に許容される塩及び/又は共結晶を含む医薬組成物であって、室温で少なくとも6か月間安定である、医薬組成物。

【請求項2】

前記医薬組成物が固体組成物である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

抗酸化剤をさらに含む、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記医薬組成物中のセピアプテリン、又はその医薬的に許容される塩及び/又は共結晶と、抗酸化剤との比が4:1(wt/wt)より大きい、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記抗酸化剤がアスコルビン酸、レチノール、アスコルビルパルミテート、N-アセチルシステイン、グルタチオン、ブチル化ヒドロキシトルエン、又はブチル化ヒドロキシアニソールを含む、請求項3又は4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

分散剤をさらに含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記分散剤が、カルボキシメチルセルロース又はその薬学的に許容される塩である、請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記カルボキシメチルセルロース又はその薬学的に許容される塩が、クロスカルメロース又はその薬学的に許容される塩であり、任意に前記クロスカルメロースの薬学的に許容される塩がクロスカルメロースナトリウムである、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記医薬組成物が、総重量に対して0.1～1.5%の分散剤を含む、請求項6～8のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項10】

少なくとも1つのアンチケーリング剤をさらに含み、任意に前記少なくとも1つのアンチケーリング剤がコロイダル二酸化ケイ素又は微結晶セルロースである、請求項1～9のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記医薬組成物が、総重量に対して60～80%のアンチケーリング剤を含む、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記医薬組成物が、コロイダル二酸化ケイ素及び微結晶セルロースの両方を含む、請求項10～11のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記医薬組成物が、総重量に対して60～65%の微結晶セルロース及び総重量に対して2～15%のコロイダル二酸化ケイ素を含む、請求項12に記載の医薬組成物。

【請求項14】

セピアブテリン、又はその薬学的に許容される塩及び/又は共結晶が、結晶形である、請求項1～13のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記セピアブテリン結晶形は、CuK X線の照射によるX線回折により測定される、又はX線回折から計算される、約9.7°、約10.2°、及び約11.3°の回折角2 (°)にピークを有する、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記医薬組成物が粒子として製剤化され、任意に前記粒子が140 μm未満のサイズである、請求項1～15のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項17】

前記医薬組成物が、組成物中のセピアブテリン及びラクトイルブテリンの合計量の1.3重量%未満のラクトイルブテリンを含む、請求項1～16のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項18】

前記医薬組成物が投与ビヒクルをさらに含み、前記投与ビヒクルが約50～1750センチポアズの粘度を有する、請求項1～17のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項19】

対象への投与時に、対象は、同量のテトラヒドロビオブテリンを含む医薬組成物の投与から生じる血漿レベルと比較して、投与後1時間のテトラヒドロビオブテリンの血漿レベルが高い、請求項1～18のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項20】

前記テトラヒドロビオブテリンの血漿レベルが、前記同量のテトラヒドロビオブテリンを含む医薬組成物の投与から生じる血漿レベルよりも少なくとも2倍高い、請求項19に記載の医薬組成物。

【請求項21】

前記セピアブテリン又はその薬学的に許容される塩及び/又は共結晶が、セピアブテリンのメタンスルホン酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンのニコチン酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンのトルエンスルホン酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンのベンゼンスルホン酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンのリン酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンのマロン酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンの酒石酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンのゲンチセート塩及び/又は共結晶、セピアブテリンのフマル酸塩及び/又は共結晶（ここで、任意に前記セピアブテリンのフマル酸塩及び/又は共結晶は2:1フマル酸塩及び/又は共結晶である）、セピアブテリンのグリコール酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンの酢酸塩及び/又は共結晶、セピアブテリンの硫酸塩及び/又は共結晶、又はセピアブテリンの塩酸塩及び/又は共結晶である、請求項1～20のいずれか1項に記載の医薬組成物。

#### 【請求項22】

前記セピアブテリン又はその薬学的に許容される塩及び/又は共結晶が、セピアブテリンのメタンスルホン酸塩、セピアブテリンのニコチン酸塩、セピアブテリンのトルエンスルホン酸塩、セピアブテリンのベンゼンスルホン酸塩、セピアブテリンのリン酸塩、セピアブテリンのマロン酸塩、セピアブテリンの酒石酸塩、セピアブテリンのゲンチセート塩、セピアブテリンのフマル酸塩、セピアブテリンのグリコール酸塩、セピアブテリンの酢酸塩、セピアブテリンの硫酸塩、又はセピアブテリンの塩酸塩である、請求項21に記載の医薬組成物。

#### 【請求項23】

対象への投与時に、対象は、同量且つ抗酸化剤に対する比率が10:1(wt/wt)未満のセピアブテリン又はその薬学的に許容される塩及び/又は共結晶を含む医薬組成物の投与から生じる血漿レベルと比較して、投与後1時間のテトラヒドロビオブテリンの血漿レベルが高い、請求項1～22のいずれか1項に記載の医薬組成物。

#### 【請求項24】

それを必要とする対象におけるテトラヒドロビオブテリン関連障害の治療に使用するための、請求項1～23のいずれか1項に記載の医薬組成物。

#### 【請求項25】

前記テトラヒドロビオブテリン関連障害がフェニルケトン尿症又はテトラヒドロビオブテリン欠損症である、請求項24記載の医薬組成物。

#### 【請求項26】

それを必要とする対象における、テトラヒドロビオブテリンレベルの増加、及び/又はフェニルアラニンレベルの低下、及び/又はフェニルアラニンヒドロキシラーゼの活性の増加、及び/又はセロトニンレベルの増加、及び/又はトリプトファン水酸化酵素の活性の増加、及び/又はドーパミンレベルの増加、及び/又はチロシン水酸化酵素の活性の増加、及び/又は一酸化窒素合成酵素の活性の増加、及び/又はアルキルグリセロールモノオキシゲナーゼの活性の増加に使用するための、請求項1～23のいずれか1項に記載の医薬組成物。

#### 【請求項27】

請求項1～23のいずれか1項に記載の医薬組成物の有効量が、投与前のテトラヒドロビオブテリンのレベルと比較して、対象の血漿中及び/又はCSF中及び/又は脳中のテトラヒドロビオブテリンのレベルを少なくとも2倍増加させるのに十分な量を含む、請求項24～26のいずれかに記載の医薬組成物。

#### 【請求項28】

前記対象がヒトである、請求項26～27のいずれかに記載の医薬組成物。

#### 【請求項29】

投与前に、請求項1～23のいずれか1項に記載の医薬組成物が投与ビヒクルと組み合わされる、請求項24～26のいずれかに記載の医薬組成物。